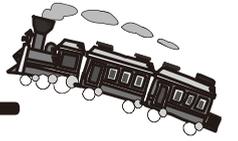


高齢者の暮らしを応援!

有田川町地域包括支援センター



今回のテーマ
介護保険・福祉用具
レンタル (借りる)

地域包括支援センターは、高齢者や
その家族の方の相談に応じています。
最寄の事業所にご連絡ください。



32-5102 (金屋庁舎内)
25-1269 (清水行政局内)

☆福祉用具どんなん借りる!? 介護保険のサービスが利用できます☆

要介護 2 ~ 5 の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

(例)

- ☆車いす
- ☆特殊寝台
- ☆床ずれ防止用具
- ☆体位変換器
- ☆歩行器
- ☆歩行補助杖
- ☆認知症老人徘徊感知機器



要支援 1・2 要介護 1 の人

福祉用具を貸与することはできませんが、要支援から要介護 1 の状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「特殊寝台」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」は原則として貸与できません。しかし、基本調査結果や主治医の意見書もふまえ利用可能となる場合もあります。杖や歩行器具は借りることができます。



☆お悩み相談室☆



妻が骨折して入院するまでは一緒に散歩するのが日課でした。退院後、少しずつ歩けるようになってきましたが、介護保険を申請したところ「要支援 2」という認定結果が出ました。現在は家の中は歩けますが、外へ行くときは何か支えがないと歩くのが怖いようです。また以前のように妻と一緒に散歩をしたいのですが、何か良い福祉用具ありませんか？

何か歩くときに支えがあれば・・・とのことですが、シルバーカーはどうですか？「要支援 2」との認定結果が出ていますので、介護保険サービスを使って 1割負担で借りることができますよ。有田川町地域包括支援センターで手続きをすることができますので、いつでもご連絡くださいね。



☆ものわすれ相談のお知らせ☆

ものわすれ相談をおこなっています (予約制・先着 5 名まで)
詳しい内容や日程については有田川町地域包括支援センターまでお問い合わせください。

♡ ぴありんくる

■日時 9月17日(火)
10:30 ~ 12:00 頃
■場所 金屋文化保健センター



『ぴありんくる』は、介護している家族さんと本人さんの集まりの場です。お気軽に参加ください!